

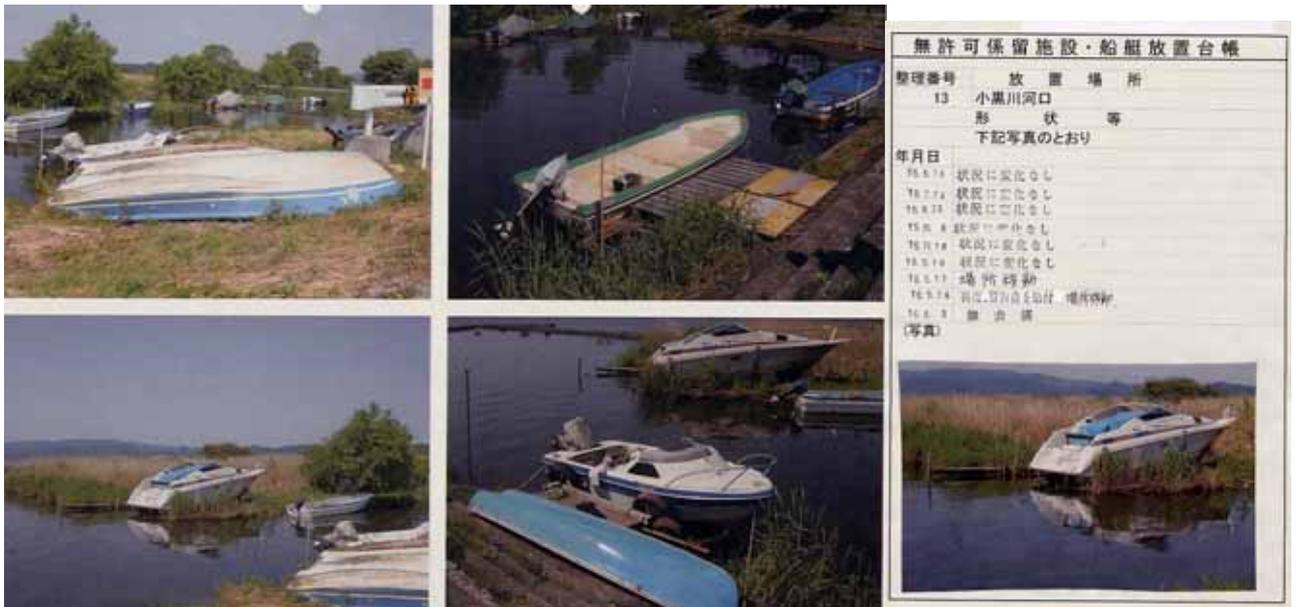
小黒川河口部（猪苗代湖合流地点）の放置船舶等撤去の状況及び経過について

1 撤去状況

区 分	撤去前(H15/6/25班)	撤去後(H16/8/4班)
無許可係留施設	15箇所	0箇所
放置船艇	13艘	0艘

2 撤去経過

平成15年6月25日 違法係留施設及び放置舟艇の所有者調査・台帳作成・打合せ



平成15年7月4日 違法係留施設及び放置舟艇撤去について指導・打合せ(第1回)

平成15年7月16日 県庁河川企画グループへ経過報告

平成15年8月26日 違法係留施設及び放置舟艇撤去について指導・打合せ(第2回)

平成15年9月2日 違法係留施設及び放置舟艇撤去について指導・打合せ(第3回)

平成15年10月2日 不法占用物件等の撤去及び原状回復等について改善計画書の提出を指示

平成15年10月24日 警告看板設置



平成15年10月28日 小黒川河口の係留施設及び放置舟艇撤去に関する説明会

日時 平成15年10月28日
午後1:30
場所 菅原代領・秋元南漁業
協同組合 2階会議室

【無許可係留・船舶放置の問題】

1. 公共用財産の私物化・私権化

2. 放置船の沈船化、廃船化、また、放置船から燃料等の漏出

3. 他の船舶の航行や漁業等、産業活動への支障

4. 洪水時における流水の阻害

5. 放置艇の流出による災害の発生

6. 安全管理の不十分さに起因する事故や遭難

7. ボート所有者による違法駐車、騒音、ごみ・油の不法投棄、景観、環境の悪化

※これらは、河川法はもとより、自然公園法、廃棄物処理法、水質汚濁防止法等の諸法令に抵触します。

小黒川河口船舶係留等に関する説明会開催

次 第

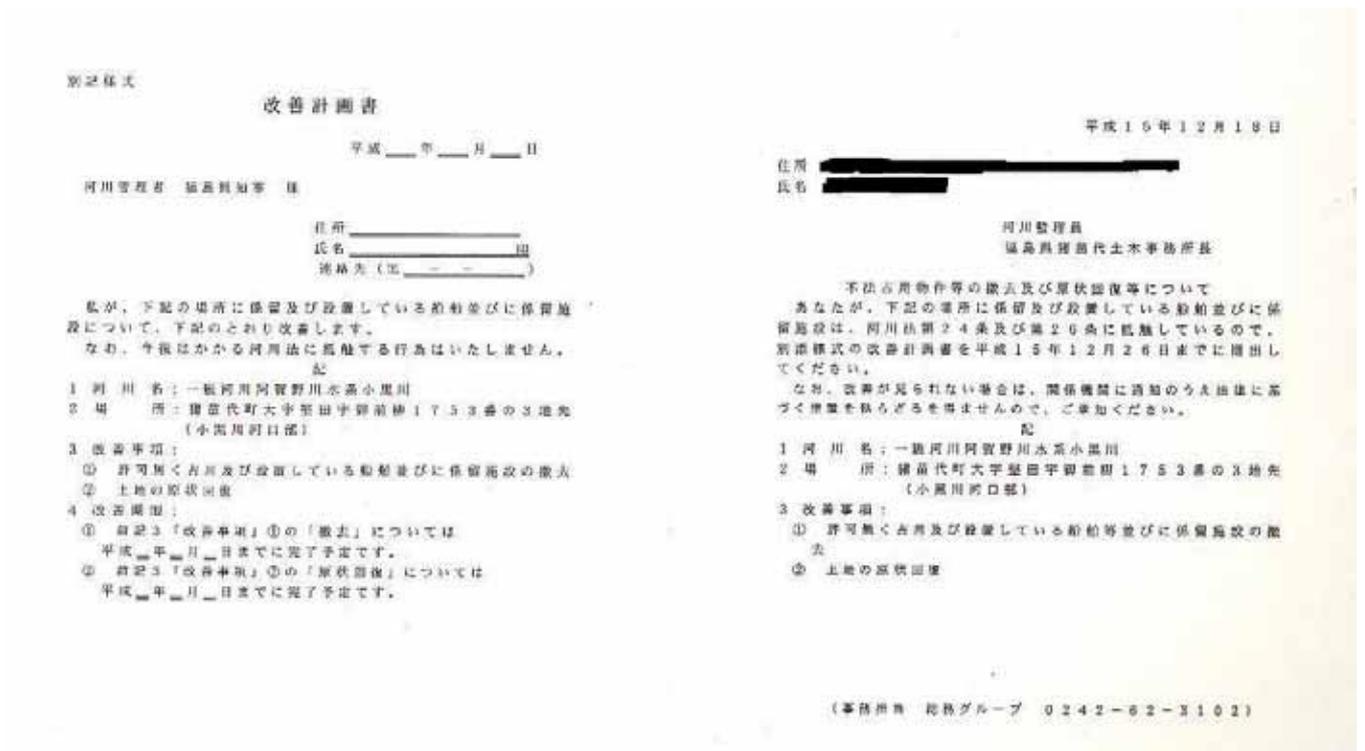
1. 会長挨拶
2. 小黒川河口の船舶係留等について（説明）
3. 質疑応答
4. 閉 会

平成15年11月中旬 放置舟艇一部自主撤去作業着手



放置舟艇の一部は自主撤去されましたが
係留施設等はまだ未撤去の状況でした。

平成15年12月18日 不法占用物件等の撤去及び原状回復等について改善計画書の提出を指示



平成15年12月24日 改善計画書の提出あり

平成16年7月6日 未撤去者に対する口頭指導

平成16年8月4日

違法係留施設及び放置舟艇自主撤去確認

撤去前(15/6/25)

撤去後(16/8/4)



撤去前は係留のためのパイプなどが多数あった。

撤去後は野鳥が戻り自然保全区域としての環境が回復



撤去前は違法係留施設及び放置舟艇等により流水と

景観が阻害されていました。

撤去後はスッキリとした眺望が回復
しました。